

令和7年度 放課後児童クラブ室利用申込のご案内

平日の放課後や土曜日に、保護者（同居家族含む）が就労等で不在となる家庭の児童を児童クラブ室でお預かりします。

児童クラブ室の詳細は、別紙の[糸魚川市放課後児童クラブ室のしおり](#)をご覧ください。

令和7年度中に利用を希望される方は、申込書、就労証明書等の必要書類をそろえて、申込期間内にお申込みください。

1 申込期間

令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）

※申込受付後、上記期間中に児童クラブ室で面接をしますので、早めにお申込みください。

2 対象児童

保護者（同居家族含む）の就労、疾病等の理由により放課後等家庭において適切な保護を受けられない小学生。（※新1年生は4月1日から利用ができます。）

《申込みにあたってのお願い・留意事項》

- ・児童の帰宅は保護者の迎えが必要です。土曜日や長期休業中は送迎も必要です。
- ・児童クラブは、児童本人の希望で利用するものではありません。保護者が安心して仕事に従事できるように支援するための事業です。「友だちがいるから…」等の理由での申込みはできません。
- ・就労していない祖父母や親族と同居されている場合は、その方に児童の見守りをお願いします。見守りができない状況である場合はご相談ください。
- ・利用許可後であっても、保護者の休務日はご家庭で児童の見守りをお願いします。

3 申込方法

①利用申込書

②添付書類

児童と同居する家族で18歳～60歳（S40.4.2～H19.4.1生）の方は、全員必要です。

申込理由	添付書類
就労	就労証明書（自営業申立書）（※1）
産前6週又は産後8週間	母子手帳の写し（出産予定日、出生日がわかるもの）
疾病等による療養（※2）	入院計画書、診断書等、療養期間がわかる書類の写し
同居家族の看護・介護（※2）	介護認定書等、看護等の必要性がわかる書類の写し

※1 就労証明書は勤務先で証明いただく書類です。

※2 疾病、介護等を申込理由にされる場合、日常的な療養、介護が必要でない限り申込受付はできません。緊急時に利用が必要と判断される場合は、その都度対応を検討します。

裏面もご覧ください

4 申込書類の配布場所 及び 申込先

- ・ 配布場所 こども課、能生事務所、青海事務所
または、市ホームページからダウンロードもできます。
- ・ 申 込 先 新規利用児童（新１年生等） → こども課、能生事務所、青海事務所
継続利用児童（令和６年度利用者） → 現在利用中の児童クラブ室
※小学校では申込みの受付はできません。
※新規申請のほか兄弟の継続希望がある場合は、まず市役所に新規の申込
書を提出してください。

5 その他

- ・ 申込期間の申込・面接済の方に、審査結果（利用許可証等）を３月中旬に送付します。
- ・ 児童クラブでの定員（常時利用できる人数）は約 40 名です。定員を大きく超える場合、学年、家庭状況等により児童クラブでの保育の必要性が高い家庭を優先します。
- ・ 児童クラブは異学年との集団生活となります。集団生活上、児童の必要とする支援の度合いによっては、施設状況や運営体制から受け入れできない場合があります。
- ・ 利用要件を満たさない場合、利用を許可できませんのでご了承ください。

6 問合先

糸魚川市教育委員会事務局 こども課 こども支援室 子育て支援係 電話 552-1511（代表）